平成２５年（フ）第５２３号
千葉市中央区大森町139番地の13
債務者　松村　孝文
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
千葉県香取市丁子496番地
債務者　林　　三郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１３８号
高知市高須２丁目15番32号
債務者　谷川　和子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６５号
高知市大津甲971番地８
債務者　和食　榮一
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６６号
高知市大津甲971番地８
債務者　和食　賀代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７２号
高知市長浜5274番地１　米ノ内改住６号
債務者　吉川　奈々
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６８号
栃木県鹿沼市栄町２丁目８番地16　殿山コーポＡ101号
債務者　武田　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２５号
栃木県真岡市下高間木１丁目14番地16　みどりヶ丘ハイツⅡ102号
債務者　藤田　孝一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６号
北海道厚岸郡浜中町琵琶瀬516番地
債務者　阿部　千晶（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３０８号
栃木県矢板市鹿島町16番８号　武蔵コーポ202号
債務者　藤田　國昭
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１４号
栃木県宇都宮市竹下町766番地　斉藤ハイツ１号棟206、前住所栃木県宇都宮市清原台６丁目10番14号
債務者　吉永　　禎
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２８号
栃木県宇都宮市西一の沢町15番11号　田所マンション305、前住所栃木県日光市板橋3293番地276
債務者　松本　　忠
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市下岡本町2082番地18　コジマハイツ203号室、前住所栃木県那須烏山市滝田996番地５　高徳マンション101号
債務者　荒谷恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後３時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３２号
栃木県鹿沼市中粕尾1074番地６
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９３０号
横浜市南区永田みなみ台２番６―206号
債務者　金子　智之
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第６１４号
沖縄県名護市字宇茂佐913番地４　リッチマンションうんさ208号
破産者　植田　賢治
1　主文　当裁判所が平成25年５月29日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「沖縄県国頭郡本部町字辺名地194番地１　さくらアパート４―Ｂ」とあるのを、「沖縄県名護市字宇茂佐913番地４　リッチマンションうんさ208号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年７月16日
横浜地方裁判所第３民事部